

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月29日

【会社名】 株式会社 山陰合同銀行

【英訳名】 The San-in Godo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 久保田 一郎

【本店の所在の場所】 島根県松江市魚町10番地

【電話番号】 (0852)55局1000番(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 山崎 徹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋兜町15番6号  
株式会社山陰合同銀行東京支店

【電話番号】 (03)3669局0211番

【事務連絡者氏名】 東京支店長 宮内 浩二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社山陰合同銀行鳥取営業部  
(鳥取市栄町402番地)  
株式会社山陰合同銀行東京支店  
(東京都中央区日本橋兜町15番6号)  
株式会社山陰合同銀行大阪支店  
(大阪市北区中之島2丁目3番33号)  
株式会社山陰合同銀行神戸支店  
(神戸市中央区京町70番)  
株式会社山陰合同銀行岡山支店  
(岡山市北区田町1丁目3番9号)  
株式会社山陰合同銀行広島支店  
(広島市中区立町1番22号)

(注) 東京支店、大阪支店、神戸支店、岡山支店、広島支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当行は、平成25年6月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条に基づき、当行取締役、監査役および執行役員に対し、株式報酬型ストック・オプションとして、平成25年7月26日に新株予約権を発行することを決議し、平成25年6月26日付で、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。この度、同報告書提出時において未定であった事項等が平成25年7月26日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### (2)発行数

(訂正前)

取締役1,240個、監査役330個、執行役員1,260個

上記は、割当予定総数の上限であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

取締役878個、監査役223個、執行役員920個

### (3)発行価格

(訂正前)

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(訂正後)

1個当たり71,000円（1株当たり710円）

なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

### (4)発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

143,491,000円

(9)新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本繰入額

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。

(訂正後)

1株当たり356円

(11)新株予約権取得の勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当行取締役	8名	<u>1,240個</u> ( <u>124,000株</u> )
当行監査役	5名	<u>330個</u> ( <u>33,000株</u> )
当行執行役員	10名	<u>1,260個</u> ( <u>126,000株</u> )

(訂正後)

当行取締役	8名	<u>878個</u> ( <u>87,800株</u> )
当行監査役	5名	<u>223個</u> ( <u>22,300株</u> )
当行執行役員	10名	<u>920個</u> ( <u>92,000株</u> )